

平成27年11月 4日
日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅに関する
平成27年度第2四半期保安検査の結果を受けて

第39回原子力規制委員会において、原子力規制庁より平成27年度第2四半期の保安検査の実施状況が報告され、「もんじゅ」における安全機能の重要度分類設定不備および調達管理不備について、それぞれ「違反」と判定されました。

当機構としては、既に、安全機能の重要度分類設定については再整理を実施し、重要度分類の品質マネジメントシステム（QMS）文書化を行いました。その結果、重要度分類を変更し、保全方式が変更となる機器の点検を順次実施しております。なお、今後点検を実施する機器については、技術評価を行い、点検までの間、プラントの安全に影響を及ぼさないことを確認しております。

また、調達管理については、調達先の選定、評価及び再評価基準をQMS文書で明確化するなどの対策を実施しております。

今後とも、保守管理体制と品質保証体制の定着に向けて、より確実な保守管理を実行し、早期の保安措置命令解除を目指し努力してまいります。